

## 令和6年度決算 都市計画税の使途

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業（街路事業、公園整備事業等）や土地区画整理事業に要する経費に充てるための目的税として課税しています。

（単位：千円）

事業名	事業費	一般財源	うち都市計画税
街路整備事業	166,887	15,303	1,005,534
公園整備事業	264,432	61,564	
下水道整備事業	254,576	201,551	
地方債償還	1,475,000	1,451,943	
合計	2,160,895	1,730,361	1,005,534

※都市計画税は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。